

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 古郡建設株式会社
法人番号 : 4030001086536
業者の住所 : 埼玉県深谷市稲荷町2-10-6
- 2 指名停止の期間 : 令和6年2月13日～令和6年3月12日(1か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区
- 4 事実概要
当該事業者の使用人は、深谷市発注の皿沼浄水場更新工事で発生した事故において、熊谷労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和5年11月13日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止の理由
4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	省略
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)